

## 会 議 録

会 議 名	輪島市自治基本条例に関する審議会	第 5 回
日 時	平成 19 年 11 月 14 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 00 分	
出 席 者	園又、久保、谷口、谷内江、大江、的場、栗倉、坂出、前田、里谷	
事 務 局	嘉地、茶花	
欠 席 者		
会 議 次 第	1 輪島市自治基本条例(案)の前文及び諸規定について 2 答申 3 閉会	
会 長	<p>第 5 回目の審議会を開催したいと思います。今回は最後の審議会となりますので委員の皆様御審議よろしくお願ひします。それでは、事務局より会議次第に基づきまして、輪島市自治基本条例(案)の前文及び諸規定について説明お願ひします。</p>	
事 務 局	<p>それでは、前回までにいろいろ御意見いただいた部分について訂正を行いましたので、お手元に配付しました「輪島市自治基本条例(案)の前文及び諸規定」を用いて説明させていただきます。まず、1、2 ページを御覧下さい。前文につきましては、長くて分かりにくいとのことでしたので、訂正をしましたので一読下さい。</p> <p>続きまして、3 ページを御覧下さい。第 2 条の『定義』ですが、「旧」では、第 2 条第 2 項で「以下「法」という。」として地方自治法を略して、この条例中以下に地方自治法という言葉があれば全部「法」と略して読むこととしていたのですが、最終的に読み返したところ、この条例中以下に 1 つしか「地方自治法」という言葉が出てきませんでしたので、「法」と略さずに、いずれも「地方自治法」という書き方にすることとしました。これについては、後の条にも出てきますので、その時にもう一度お話をします。</p> <p>次に 4 ページ、第 5 条『市民の権利』ですが、第 2 項に「第 6 章に定める市民の市政への参加に関する制度に基づき、」という文章を付け加えようということです。第 6 章には市民の市政の参加としてどういう制度を盛り込んでいるかということ、まず始めに住民投票であったり、意見聴取「パブリックコメント」であったり、審議会等があった場合の委員の選任については、市民から公募するという市民参加が記されているのですが、市民参加という言葉はそれらを指しているのだということを明記すればどうかなと思います。例えば、市役所の小さな会議があつて、</p>	

それを見せてくださいと市民が言った場合に、全部見せるかということ、事務に支障が生じる場合がありますので、この条例の中で、制度として示し明記しておいた方がよいということでこの条文に入れることとしました。

次5ページ、第7条『事業者の責務』ですが、前回、前々回と里谷委員から意見いただきました。それについて、久保委員からも意見をいただきまして、地域社会との調和というものがどういうものが漠然と抽象的になっていましたので、ある程度具体的に明記してみました。市にある歴史、文化等や工業、商業その他の産業というものとの調和が図られるようある程度具体的に明記しました。それで里谷委員からは、産業のことについて強く意見をいただきましたので、輪島市には産業振興基本条例というものが(前回お示ししましたが)、それにつながるよという意味もあって、「新」の第2号の「工業、商業その他の産業」をこの自治基本条例を受けて産業振興基本条例があるということにしたいと思います。さらに、強く御意見いただいた地元商店街については、3段階、自治基本条例を受けて産業振興基本条例があり、さらにそれを受けて、例えば商業分野についてもっと具体的に定めた条例を作るようにしたいと考えております。それは、商業だけに限ったものではなく、産業振興基本条例を受けた条例ですので、農業もそうですし工業もそうですが、広く産業のことについてさらに下位の条例で定めるような形で持っていこうと思います。

次6ページ、第8条『地域コミュニティ』ですが、第2項に「行うものとする」という書き方をしておりましたが、この条例の全体を見ますと、すべて「行わなければならない」、「しなければならない」という強く義務を課してありますので、それらと統一して「行わなければならない」としたいと思います。

次7ページ、第9条『議会の責務』ですが、これについては的場委員さんから意見がありまして、直してみたのですが、前回的場委員からの意見と少し変えているのですが、事務局としては、議会は市の意思を決定するという権限と市長等を監視する、チェックするという2つの権限をもっている機関として役割を果たすというふうに思っているのです、そのように直してみました。

次8ページ、第10条『議員の責務』ですが、事務局の間違いで申し訳ありませんが、議会は、「議会」というようにこの条例では書いてあるのですが、ここだけ「市議会」と書いてしまいましたので、「議会」に訂正しました。

次 9 ページ、第 15 条『行政評価』ですが、これについては前田委員から意見いただいたもので、第 2 項「結果に基づき」となっているのが「結果を」にしたほうが良いのではないかということでしたので、そのようにしました。

次 10 ページ、第 18 条『情報公開及び情報提供』ですが、これも事務局の間違いで、「行政情報」としておりましたが、この条例中ではその言葉は「情報」と統一していますので、「情報」に訂正しました。

次 11 ページ、第 19 条『個人情報の保護』ですが、これは的場委員から前回意見があったものですが、自治基本条例の趣旨、順番としては、市民、次に議会、そして市長等という形になるのでそれで統一しました。ここでは議会と市長等しかありませんので、議会を最初に、次に市長等を置くような形にしました。

次 12 ページ第 23 条『附属機関等への参加』ですが、まず「第 6 章市民の参加」と単純に書かれて何への参加か分からないので、「市政への参加」と付け加えました。そして次、第 23 条第 1 項で、ここに先程略そうとした「地方自治法」があるのですが、ここに 1 つしか「地方自治法」が出てこないの、他にたくさん「地方自治法」があれば略せば良いのですが、ここにしかないの、略せずに「地方自治法」としました。そして、第 1 項第 3 号で「附属機関」となっていますが「附属機関等」です。第 2 項第 1 号ですが、「審議会等」となっていますが、「審議等」の誤りなので、「審議等」に直します。

次 13 ページ、第 24 条『市民からの意見聴取』ですが、これも先程出てきたものと同様なのですが、「公表するものとする」と優しい言い方になっていますが、これを「しなければならない」という形に統一したいので、「公表しなければならない」と強い言葉(義務)にしました。

次 14 ページ、第 25 条『住民投票』と第 26 条『住民投票の請求等』ですが、的場委員から書き方について意見がありまして、それについて直しました。その前に、第 25 条・第 26 条中 4 箇所「市政に係る」というように書いてあるのですが、この条例全体を見ますと「関する」という表現をしていますので、「関する」に統一しました。それでは的場委員から意見があった部分ですが、第 25 条の第 1 項ですが、住民投票を実施しなければならない場合について、次の条(第 26 条)に書いてあるものをこの条に持ってきて、どんな場合にしなければならないかということ、次の条(第 26 条)に定めてある市民からの請求があったとき、議会からの請求があったとき、そして市長が発議するときの 3 つについて明記しました。ここで明記したことにより、次の条(第 26 条)で書かれて

いたものを削り(第4項)、以下第5項・第6項を順次第4項・第5項に繰り上げました。

第25条第2項ですが、先程の順番の件ですが、「市民、議会及び市長」となっていますが「市民並びに議会及び市長等」に直しました。

次15ページ、第27条『国及び石川県との関係』ですが、これも事務局の間違いでしたが、第4条に基本原則があるのですが、その中にこの条と同じことが書かれていまして、この部分について、基本原則に載せるかこの条として載せるか迷っていまして、いずれか削る前に2箇所に記してしまいましたので、この条を削りました。第27条を削ったことにより、以下第28条・第29条を順次繰り上げ、第27条・第28条としました。

最後に、前回坂出委員から意見があったことについてですが、議会の議員のことについてですが、政務調査費というものを議員は調査活動の費用として市からもらっているのですが、どういう調査活動をしたか、その内容についての報告書ですとかあるいはその費用についての領収書を議長に提出しているのかどうかということで、それについて調べました。別添「輪島市議会政務調査費の交付に関する条例と輪島市議会政務調査費の交付に関する規則」ですが、その条例中の第7条に報告書を作成して議長に提出しなければならないと書いてあります。その報告書はどういった内容のものかといいますと、規則に様式がありまして、政務調査費収支報告となっておりますので会派の経理責任者から議長あてに提出するというものです。これが鑑で、次のページに報告書、項目として研究研修費・調査旅費等がありますが、これだけしか義務化はしておりません。そこで、議会事務局に確認したところ、領収書については当然使った議員が持っているのですが、議長への提出義務はないので、現在は提出していないということになっております。そこで、これを領収書やどんな調査をしたのかという報告書を議長に提出する義務を課するにはどうすればよいかですが、自治基本条例に入れるかどうかについて考えたのですが、自治基本条例には『議員の責務』や『議会の責務』という条文がありますが、そこに領収書・報告書の添付というのは少しそぐわないので、せっかく輪島市議会政務調査費の交付に関する条例というものがありますので、ここに盛り込むのはどうかなと考えております。それも含めていかがでしょうか。

会

長

委員の皆さんからいただいた意見を基に新旧対照表としてここに反映させた形で事務局から提出・説明を受けたのですが、前田委員はどう

	<p>ですか、この前文についてどうでしょうか。</p>
前田委員	<p>もっと短くても良いのではないかとも思ったのですが。</p>
事務局	<p>これにつきましては、大部分短くしなければならないとも思ったのですが、これは本当に議会に提案するまでにもう少し吟味し、長いという御意見がありますので精査し、短く分かりやすくするという事で前文については、事務局に一任いただければと思います。</p>
的場委員	<p>前文の7行目「市として」となっていますが、最初に、「輪島市は、」から始まっているので、「市として」を削った方が良いのではないのか。</p>
事務局	<p>もう少し精査したいと思います。</p>
里谷委員	<p>おそらく前田委員が言ったことを私が理解すると前文は、条例で何をすべきだということをはっきり書くべきではないかなと思います。例えば「いにしえより先人のたゆまぬ努力の成果を発展させつつ連綿と受け継いできたこれらの自然と、育ててきた産業、培ってきた伝統文化を後世代に引き継いでいかなければなりません。」を単に「今まで育ててきた産業、培ってきた伝統文化を後世代に引き継いでいかなければなりません」とした方がはっきりと分かりやすいのではないかと思います。</p>
粟倉委員	<p>この条例そのものが何を書いてあるのかははっきり言って難しいから前文を変えるのも難しいと思う。そうかと言ってこの条例が何で必要なのかという当初説明したものを前文で書くのもなかなか書きにくいだろう。いろいろな制度を作って、法令を作って、審議会を持っているけど全然進んでいないから、そういうのを背景にして、市町村は基本条例を作るのだということを言いたいのだろうけどなかなか言えない。まあ、私はこの条例の審議会の委員なので言いにくいがこの条例が本当に必要なのか、この12月に議会に諮る必要があるのか、もっと1年間程掛けて行った方が良いのではないかという思いもある。</p>
会長	<p>その他意見ありませんか。住民投票できるという件については。</p>
事務局	<p>この条例の最大の部分で重要なものです。大きな市の方向を決める際には、市民が参画して行けると明文化したという部分では大変意義のあ</p>

	る条例となっております。
的場委員	質問ですが、第7条『事業者の責務』の第1号「歴史、文化等」の「等」には、何が含まれるのですか。
事務局	伝統ですとかその類のものをすべて含めて「等」としました。
的場委員	同じく第2号の「工業、商業その他の産業」となっているのは。
事務局	これについては、産業振興基本条例がありまして、そこに産業の定義があります。その中で工業と商業を例として挙げ、その他の産業としては、観光業、農業、漁業となっております。全部挙げるよりもその他の産業とした方が良いのではないかと思い、そのようにしました。
栗倉委員	前回里谷委員が意見した商店に関する事ですが、産業振興基本条例やその他の条例等調整を図ったかと思われるのですが、具体的に商店との話し合いや里谷委員が言ったように、市としてはどのように対応していくのかその説明をいただけますか。
事務局	自治基本条例があって、その次に産業の分野に限って産業振興基本条例があり、この産業振興基本条例についても基本条例であるのであまり具体的ではありませんので、里谷委員が言うような事について、市としても商店街を保護していかないといけないので、さらにその下に条例・規則・要綱といったものを作っていくと考えておるのですが。
栗倉委員	その辺は総務課の行政系の立場としてである。実質担当課でどのように行うのかということである。そういうものが市役所は見えてこない。その部分が不足している。総務課は、条例や規則を作るけれどもそれを行政側でどのように具体的に実施していくとかそういうことは、担当課・担当課長がしっかりしていくということになる。だが、担当課が意欲があるのかどうかということが一番問題である。今日時間があれば商工業課長に実際にここでどのような考えかを聞きたいと思うくらいなのだが、そこまでまだ商工業課長に話は言ってないと思う。商店と大型店舗との関係だが、商工会議所の会頭が問題を提起しているのだから、商工業課長がどのように実施していくのか、市としてどのような規則等を作成していくのかが見えてこない。良い条例を作ってもその分野を担当

する課がしっかりと事務を行うのかどうか分からない。商店街が潰れてしまうという前回は大変大事な話だと思う。それについて、担当課がどのように考えているのかが見えないので知りたい。事務局に確認したいが、担当課長にこの件については協議していないのだろう。

事務局

前回、委員である商工会議所会頭からの意見がありまして、この条例が基本条例でありまして、次に産業振興基本条例があります。基本条例といいながら産業振興基本条例は自治基本条例の下位に位置するものです。その自治基本条例と産業振興基本条例の条文の解釈について、商工会議所に行きまして、説明・協議を行いました。法令・条例解釈についての説明・協議を行ったのですが、粟倉委員御指摘の前の意見を受けて担当課はどのように考えているのか等の調整はしておりません。

粟倉委員

産業振興基本条例というものがあって、商工会議所会頭がこういった審議会の場で問題を提起して1箇月も経つが、担当課がどのように行っていくのかというのが見えないというのじゃ困るな。

委員

産業振興基本条例と自治基本条例があるとごちゃごちゃになって分からなくなっているのだが、産業振興基本条例の件については、この自治基本条例とは別個なんでしょう、自治基本条例の審議会には関係ないのでは。

事務局

今粟倉委員が言ったことについてもまったく関係がないということではなからうかと思しますので、条例の施行の部分についてしっかりと解釈し、市民のためになるように心がけていきたいと思えます。

的場委員

第2条『定義』の部分で「市」の定義は書いてあります。「市民」の定義も書いてあり、「市長等」の定義も書いてあります。「議会」の定義は入らないのですか。

事務局

この『定義』の仕方なんですけど、一般的に聞いて分かるかどうか、この『定義』に置くか置かないかということになります。例えば「市」というのを皆さん一般的に「市」と言ったり、「市役所」と言ったり、市役所を「市」としたりしないでしょうか。実は、法律で「市役所」と言うのは職員が働く事務所であります。それを「市」と言ったり、「市役所」と言ったりすることがあるので、一般的にこの条例を読む人が分

かるかどうか、普通「市」というとどのようなものを指すのか、この条例においては、法人としての「市」であると分かってもらうために『定義』に置いてあります。そして、「市民」についても「市民」というのが輪島市に住民票がある人だけを指して「市民」とこの条例を読む人は思っているのではないかと。そうではなくて、この条例については、それ以外の 人についても「市民」に含まれるということ。最後に「市長等」ですが、その「等」がいったいどこまで含まれるか一般的に分からないのではないかとということで、こういう『定義』を置かせていただきました。「議会」については、ある程度分かるのではないかと思います、一般的に分からないものについて定義を置かせていただきました。

久保委員

前に意見したのですが、私の趣旨としては、環境の整備ですとかあるいは地域負担というものは、必ずその地域ごとのコミュニティでの地域の中の組織体の中には、地域でのいろんな負担をするわけですね。その本質をもってくるということではなく、地域の中に入って、こういう言葉は適切ではないかもしれないが「郷には入れば郷に従う」とか「協和」といったそういう精神でいかなければ、排他のようなイメージを大型店舗は感じられてしまう。そういったことがないように輪島市に来たら輪島市は地域に入ってやっていくという、この基本条例の中には少なくとも環境整備や地域負担に入るといった言葉が大事なのではないかなという話をしたわけです。後は下位の条例等に基づいて具体的に規定すればよいわけで、大元には共存共栄という形があり、輪島塗だって輪島市だけではだめなので他へ行って成功しているので、必ずしも輪島市に入ってきて商売してはいけませんという思想ではなく、入ってきたら入ってきて地域の中で地域を支える、地域が豊かになるよう共存共栄していくようなスタイルでなければなかなか続かないのではないかなと思う。そういう精神というものをに入れて欲しいなというふうに意見をしたのですが、今この案を見てもそのあたりがもう少し必要ではないかな、具体的に入れた方がよいのではないかなと思う。強制や義務的という形で書くのはだめなのは分かるが、協調のような形ではできないかなと思う。

事務局

具体的に基本条例に書くというよりは、下位の条例に入れる方がよいと考えます。御指摘の点があったことについては、この第7条の3号を設けていますので、ご理解願います。

坂出委員

先程から委員の意見を聞いたりしてきているが、今こうやってこの条



例を見ていくとどれもこれも引っかかってくるなという気もするのですが、まず一つに誰がこの条例を利用するかということですよ。市民であり、皆さんですよ。皆が分かるようにきちっと書いて欲しい。それには、きれいな言葉を並べる必要はないと思う。まずそれを念頭に置いて作ってほしいと思います。

事務局 その意見については、この条例は議会に出すわけですが、議会に通らなければならないのですが、通った場合は、分かりやすいパンフレットを作成して、市民の皆様へ配布という形をとりたいと考えております。

久保委員 先程の私の意見ですが、特に基本条例の中でこだわりはしません。しかし、環境整備や地域との調和を図る具体的な規定を下位の条例・規則等に入れていただければ良いと思います。

会長 それでは、その点の具体的な内容については、下位の条例・規則等どのような形であれ、入れていただくということでお願いします。

里谷委員 今回第7条にこの案のとおり3号を入れていただき、この後事務局が下位の産業振興基本条例の中にいろんな形で具体的に商店街との調和に係る規定を設けてくれるということです。私たちはこの条例を基に輪島の商業者や工業者、できれば全産業者が安全で安心して生活を豊かにするために、大規模店舗等に参画なさいたいという要望をするのは商工会議所の立場なので、これだけ基本条例に条文を入れていただければ、また、産業振興基本条例にも条文をいれていただければ、商工会議所としてはこれをもって活動していきたいと思いますので、私も今後の将来の期待も込めてこの基本条例案で良いと思います。

会長 その他はありませんね。

事務局 それでは、今この審議会の答申案を皆さんに見ていただきまして、精査していただき、市長に答申をしたいと思います。

皆さんの意見の中から自治基本条例の策定については、異議はないものとして始めたいと思います。ただし、いろんな意見が出ましたのでそれを反映させた答申としたいと思います。

まず、前文については簡潔にするということ。2番目の事業所の責務ですが、地域社会との調和について具体的に明記すること。3番目、議

員の責務として政治倫理の確立について、合併前の輪島市に条例がありましたのでそれについて若干明記するという。それと先程ありましたように、議員の調査活動に係る報告書等の提出義務をその関係条例に取り入れるということ。4番目、法令等の遵守ですが、議会と市長あるいは行政機関、行政委員会そして、職員に法令・条例等の遵守義務を明記すること。5番目、行政運営と行政評価について、これについても具体的に明記するという。このように、国のほうでも地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したことを踏まえて財政運営を図るということと、それを反映させるべき行政評価についても具体的に明記するという。そして6番目、危機管理について、自然災害・人為的災害等幅広い危機管理がありますが、それについて、その体制の整備・強化に取り組むこと。最後に住民投票については、住民参加の重要事項として住民投票に関する事項を明記して、別に住民投票に関する条例の制定が必要ですが、それを常設型にすること。という形にしました。

会 長 今の答申案について御意見ございますか。

久保委員 前文の中に感動したのは、「独自の地域性の生かしながら、ともに力を合わせて公共の領域を担っていかなければなりません」という表現を用いて基本条例をしたことと住民投票を常設型にしたこと、そしてハードルを少し高くしたということも大事だと思います。最後に、答申の別紙2「地域社会の調和について、具体的に明記すること」ということが前文の中に自然環境が入るというのも良いし、2の ですが、歴史、文化と言えは必ず教育が入ってくる。将来の話の中で、今年の市政懇話会にも話があったのですが、地域医療のことを考えるとしたら医療機関や行政機関、研修機関も誘致していく必要があるという意見も踏まえていけば、歴史、文化とくれば「教育」という言葉も入れるのが良いのではないかと思います。

事務局 基本条例の第7条第1号に「教育」を入れるという意味でよろしいですか。

久保委員 そうです。

里谷委員 第7条第1号の頭に「教育」を持って行って「教育、歴史、文化等」とすれば良いのではないのでしょうか。

事務局	はい、分かりました。それでは答申別紙2の 教育、歴史、文化等の調和といたします。
的場委員	答申別紙2の の「工業、商業等産業」となっている「等産業」は1次産業を指しているのですか。
事務局	いえ、条例と同じ意味を用いています。
会長	それでは、その部分を条例と統一して「工業、商業その他の産業」としましょう。他に意見ありますか、なければもう一度答申案を訂正し、答申として市長に提出したいと思います。
<b>訂正後会長が市長に答申</b>	
市長	この審議会につきましては、今ほど会長からもありましたけれども7月から5回に渡り、審議会を開催していただきまして、輪島市の根幹となる輪島市自治基本条例制定に関する御審議をしていただきました。その審議の過程のさまざまな問題につきましては、後ほど出された意見を含めて熟読せよということでもありますけれども、まず基本的に私どもとしましては、行政がありまして、議会が存在したとしてもさまざまな行政執行の課程におきましては、市民と協働するのが基本原則であろうと考えているところであります。その意味でさまざまにこれから行政が執行する中で、少しでも市民の皆様が行政にしっかり参画できるという立場を私たち自らが明確にし、そして市民の皆様の意見を十分に反映させるその思いでこれまでやってきたのですが、この自治基本条例に基づきまして、そのことがより確立できるということを私どもは 重く受け止めながら、これからの行政運営に当たっていきたいと思います。その意味でも皆様方に5箇月5回かけて十分に議論をいただいたところであり、そのことをしっかり受け止めて参りたいと思います。長期間に渡り誠にありがとうございました。
会長	委員の皆様には、長期に渡りまして審議頂きましてありがとうございました。これを持ちまして輪島市自治基本条例に関する審議会を解散したいと思います。今後ともいろんな場面でお会いすることもあると思いますがよろしくお願ひします。